

藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則等の一部改正について

藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則等を次のように改正する。

2014年（平成26年）9月17日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

- 1 改正する規則  
別紙のとおり
- 2 施行期日  
公布の日

#### 提案理由

この規則を提出したのは、藤沢市立西部学校給食合同調理場を閉鎖することに伴い、分掌事務等、所要の改正をする必要による。

藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 井上 公基

## 藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則(平成15年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「, 学校教育相談センター及び西部学校給食合同調理場」を「及び学校教育相談センターの長」に改める。

(藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正)

第2条 藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成12年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する

第4条学校給食課の分掌事務第3号中「及び西部学校給食合同調理場」を削る。

第5条中第1項を削り, 第2項を第1項とし, 第3項を第2項とし, 第4項を第3項とする。

(藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第3条 藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則(昭和63年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2学校給食課長の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は, 公布の日から施行する。

藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則(平成15年教育委員会規則第7号)新旧対照表

| 改正後（案）   | 現行  |
|--|---|
| <p>第2条 条例第11条第1項に規定する個人情報管理責任者は、藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成12年藤沢市教育委員会規則第3号)第3条第1項の表の右欄に掲げる課長，教育文化センター，八ヶ岳野外体験教室及び<u>学校教育相談センターの長</u>並びに市立の小学校，中学校及び特別支援学校の校長とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は，公布の日から施行する。</u></p> | <p>第2条 条例第11条第1項に規定する個人情報管理責任者は，藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成12年藤沢市教育委員会規則第3号)第3条第1項の表の右欄に掲げる課長，教育文化センター，八ヶ岳野外体験教室，<u>学校教育相談センター及び西部学校給食合同調理場</u>並びに市立の小学校，中学校及び特別支援学校の校長とする。</p> |

藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成12年教育委員会規則第3号)新旧対照表

| 改正後（案）   | 現行  |
|--|---|
| <p>(組織)</p> <p>第3条 事務局の組織は、次のとおりとする。</p> <p>【別表省略】</p> <p>2 教育総務課を、教育部内における予算、施策等の管理及び調整機能を有する課とする。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 前条第1項の表に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>学校給食課</p> <p>(1) 栄養士及び学校給食調理員の研修に関すること。</p> <p>(2) 学校給食の企画、運営及び指導に関すること。</p> <p>(3) 学校給食の用に供する施設の運営管理</p> <p>(4) 学校給食会に関すること。</p> <p>(教育部に属する教育機関)</p> <p>第5条 藤沢市教育文化センター設置条例(昭和57年藤沢市条例第21号)第</p> | <p>(組織)</p> <p>第3条 事務局の組織は、次のとおりとする。</p> <p>【別表省略】</p> <p>2 教育総務課を、教育部内における予算、施策等の管理及び調整機能を有する課とする。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 前条第1項の表に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>学校給食課</p> <p>(1) 栄養士及び学校給食調理員の研修に関すること。</p> <p>(2) 学校給食の企画、運営及び指導に関すること。</p> <p>(3) 学校給食の用に供する施設及び西部学校給食合同調理場の運営管理</p> <p>(4) 学校給食会に関すること。</p> <p>(教育部に属する教育機関)</p> <p>第5条 <u>藤沢市立西部学校給食合同調理場設置条例(平成9年藤沢市条例第46号)第1条の規定に基づき設置された西部学校給食合同調理場の所掌事務は、合同調理場の運営及び管理とする。</u></p> <p>2 藤沢市教育文化センター設置条例(昭和57年藤沢市条例第21号)第1条</p> |

1条の規定に基づき設置された教育文化センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 生涯教育の調査研究
- (2) 教育内容の改善に関する研究
- (3) 教育に関する図書並びに資料の収集、整理、保存及び貸出し
- (4) 教育に関する研修、講演、講習会の企画及び実施

2 藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例(平成3年藤沢市条例第18号)第1条の規定に基づき設置された八ヶ岳野外体験教室の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 八ヶ岳野外体験教室の運営及び管理に関すること。
- (2) 野外活動の指導及び助言に関すること。

3 藤沢市学校教育相談センター条例(平成19年藤沢市条例第31号)第1条の規定に基づき設置された学校教育相談センターの諸掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育における相談、支援及び教育相談研修等に関すること。
- (2) 相談支援教室に関すること。
- (3) 就学相談に関すること。
- (4) 学校教育相談センターの管理運営に関すること。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

の規定に基づき設置された教育文化センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 生涯教育の調査研究
- (2) 教育内容の改善に関する研究
- (3) 教育に関する図書並びに資料の収集、整理、保存及び貸出し
- (4) 教育に関する研修、講演、講習会の企画及び実施

3 藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例(平成3年藤沢市条例第18号)第1条の規定に基づき設置された八ヶ岳野外体験教室の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 八ヶ岳野外体験教室の運営及び管理に関すること。
- (2) 野外活動の指導及び助言に関すること。

4 藤沢市学校教育相談センター条例(平成19年藤沢市条例第31号)第1条の規定に基づき設置された学校教育相談センターの諸掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育における相談、支援及び教育相談研修等に関すること。
- (2) 相談支援教室に関すること。
- (3) 就学相談に関すること。
- (4) 学校教育相談センターの管理運営に関すること。

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則(昭和63年教育委員会規則第7号)新旧対照表

| 改正後（案）  | 現行  |
|---|---|
| <p>(教育機関における職)</p> <p>第5条 教育機関(藤沢市教育委員会事務局組織等規則第5条及び藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程(昭和42年教育委員会訓令甲第1号)第8条に規定する機関をいう。)にその名称(市民ギャラリー並びに南市民図書館、辻堂市民図書館及び湘南大庭市民図書館を除く。)を冠した長を置く。</p> <p>2 必要により、教育機関に主幹、主幹補佐、館長補佐、センター長、所長、指導主事、センター長補佐、上級主査、主査、上級研究主事、研究主事、上級班長、主任及び班長を置くことができる。</p> <p>3 別表第2の表の左欄に掲げる職にある指揮監督者は、それぞれ同表の中欄の職(当該職を総称して右欄に定める職の総称とする。)にある職員を指揮監督する。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表第2(第5条関係)</p> | <p>(教育機関における職)</p> <p>第5条 教育機関(藤沢市教育委員会事務局組織等規則第5条及び藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程(昭和42年教育委員会訓令甲第1号)第8条に規定する機関をいう。)にその名称(市民ギャラリー並びに南市民図書館、辻堂市民図書館及び湘南大庭市民図書館を除く。)を冠した長を置く。</p> <p>2 必要により、教育機関に主幹、主幹補佐、館長補佐、センター長、所長、指導主事、センター長補佐、上級主査、主査、上級研究主事、研究主事、上級班長、主任及び班長を置くことができる。</p> <p>3 別表第2の表の左欄に掲げる職にある指揮監督者は、それぞれ同表の中欄の職(当該職を総称して右欄に定める職の総称とする。)にある職員を指揮監督する。</p> <p>別表第2(第5条関係)</p> |

別表第2(第5条関係)

改正後 (案)

| 指揮監督者の職                                | 職          | 職の総称  |
|--|------------|-------|
| 学校教育企画課長                               | 八ヶ岳野外体験教室長 | 課長補佐等 |
| 学校教育企画課長，教育指導課長，教育文化センター長又は学校教育相談センター長 | 指導主事       |       |
| 課長等                                    | 課長補佐，主幹補佐  |       |

現行

| 指揮監督者の職                                | 職            | 職の総称  |
|--|--------------|-------|
| 学校教育企画課長                               | 八ヶ岳野外体験教室長   | 課長補佐等 |
| 学校教育企画課長，教育指導課長，教育文化センター長又は学校教育相談センター長 | 指導主事         |       |
| 学校給食課長                                 | 西部学校給食合同調理場長 |       |
| 課長等                                    | 課長補佐，主幹補佐    |       |